

第7期障害福祉計画等のアウトラインについて
(医療的ケア児に関する箇所を抜粋)

1 全体の構成

No.	目次	内容
1	はじめに	市長からのメッセージ
2	計画策定の基本的な考え方	本計画の概要について記載 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間
3	障害者を取り巻く現状	計画策定に係る本市の基礎的な統計データを記載 1 人口構造の推移 2 障害者の状況 3 雇用・就労の状況
4	成果目標	国の基本指針をベースに、本市における令和8年度末に向けた目標数値・事項、目標達成に向けた方策を記載
5	障害福祉サービス等の見込量など	各障害福祉サービスや地域生活支援事業等について、サービス利用の推移、現状の課題と見込量、見込量を達成するための方策を記載 また、その他計画を推進するにあたって、留意すべき視点を記載
6	計画の推進体制等	計画を推進していくにあたっての実施体制、進行管理や評価の体制等について記載
7	資料	アンケート調査やパブリック・コメントの結果等について記載

2 「成果目標」の構成

市町村等が障害福祉計画および障害児福祉計画を定めるに当たり、厚生労働省およびこども家庭庁から告示される基本的な方針（以下、基本指針）が、令和6年度から8年度までの計画策定に向けて改正された。

この基本指針の中で、市町村の計画で「設定されることが適当」とされている成果目標を、本市の数値目標等のベースとしたうえで、これまでの取り組みや地域の課題等を総合的に考慮し、本市の目標を定める。

構成として、それぞれの項目ごとに国の基本指針と本市の目標を示したうえで、目標の設定根拠や目標達成に向けた方策を記載する。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	成果目標
児童発達支援センターの設置	横須賀市療育相談センターの設置を継続
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	確保
医療的ケア児等（以下、医ケア児）の支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場の設定の継続
医ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置の継続

・活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数（保護者）			
	実施者数（支援者）			
ペアレントメンターの人数				
ピアサポートの活動への参加人数				
サポートブックの作成人数				
サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開催回数				
市内の医ケア児を受け入れている児童発達支援事業所数				
市内の医ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所数				
市内の医ケア児を受け入れている生活介護事業所数				
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数				
福祉型障害児入所施設の新規設置				

[目標に関する設定根拠]

★ 数値等の設定根拠の記載

★ 現状や課題などの記載

- * 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）については、横須賀市療育相談センターの巡回相談や保育所等訪問事業所等による訪問支援等により、徐々に浸透してきつつあるが、さらなる推進が求められている
- * 発達障害等に関するピアサポートの活動について、障害のある児童の保護者等が障害福祉相談員に対して、直接連絡をすることが難しい状況であるため、障害福祉相談員に対する相談があまり寄せられていない
- * 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることのできる事業者は市内に一定数存在するものの、十分な支援体制が確保されている状況とは言えない
- * 在宅の医療的ケア児のレスパイトケアが不足している
- * 医療的ケアの必要な児童が、市内の保育園等に通うことが難しい状況である
- * 医療的ケア児の登下校時における送迎バスやタクシーの活用が試行されているものの、利用できる児童は限られている状況である
保護者が送迎可能な場合、保護者に協力をしてもらうしかない状況であり、医療的ケア児の登下校時の送迎は大きな課題である
- * 医療的ケア児の支援を行うことのできる看護師の確保が難しい
- * 福祉型障害児入所施設は、現在、市内に三浦しらとり園のみ設置されているが、本市の入所定員枠が十分ではないため、本市が援護の実施者となる児童は、県外の施設に多く入所している現状があり、市内への新たな横須賀市の入所定員枠の確保が求められている

[目標達成に向けた方策]

- * 発達支援コーディネーターの養成の継続
- * 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進
- * 発達障害等に関するピアカウンセリングとしての相談のしづらさを緩和するため、市や基幹相談支援センター等が主催して、障害福祉相談員による相談会を開催
- * 市や基幹相談支援センター等が、発達障害等に関するピアカウンセラー養成研修等を実施し、研修修了者をピアカウンセラーとして認定する仕組みを検討する
- * サポートブックの活用やトライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉との連携の強化
- * サポートブックの電子化（デジタル化）の研究
- * 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズの把握
- * 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保

- * 喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度の検討
- * 重症心身障害児や医療的ケア児に対する移動支援施策の充実
- * 医療的ケア児等に対する在宅レスパイトケア事業等の実施の検討
- * 福祉型障害児入所施設の新規設置の検討

<協議会からの主な意見>

- ・ 医ケア児の在宅レスパイト事業の実施と事業者の確保
- ・ 医ケア児の支援にあたる看護師の確保
- ・ 医ケア児を受け入れる放課後等デイサービス事業所等の確保
- ・ 不登校児への支援
- ・ サポートブックの活用
- ・ ピアカウンセリングの推進
- ・ 福祉型障害児入所施設の新規設置

3 「障害福祉サービス等の見込量」の構成

基本指針に定められている活動指標を踏まえ、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業の令和6年度から8年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定める。

構成として、サービスの性質毎に項目を分け、各サービスの説明、サービスの推移と見込み、現状と課題、見込量の設定根拠や見込量確保のための方策を記載する。

最後に、計画を推進するにあたって、留意すべき視点を記載する。

(5) 障害児通所支援等の見込量

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行うサービス

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人	280	308				
	人日	1,741	1,970				
医療型児童発達支援	人	10	13				
	人日	77	71				
放課後等デイサービス	人	912	1,078				
	人日	9,075	10,271				
うち医療的ケア ※1	人						
	人日						
保育所等訪問支援	人	1	10				
	人日	1	30				
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0				
	人日	0	0				
福祉型障害児入所支援	人	28	25				
医療型障害児入所支援	人	10	8				

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケア」は医療的ケアのスコアが1点以上の者をいう。

・障害児通所支援等の現状と課題

- * 放課後等デイサービスの事業所が多く新設されているが、サービスの質の担保が課題
- * 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への児童の送迎の確保が課題
- * 送迎加算を算定しない児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への児童の送迎手段として、移動支援を支給決定することが難しい
- * 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の数が少ない
- * 放課後等デイサービス事業所などで、行動障害のある児童など、手厚い支援を必要とする児童を受け入れることが難しい
- * 不登校児について、放課後等デイサービス事業所が居場所の一つとなり得ている現状がある一方で、学校にも放課後等デイサービスにも通うことができず、限られた貴重な学齢期に家に引きこもってしまう状況が起きている

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度の検討
- * 強度行動障害支援者養成研修の受講を促進するための助成制度の検討
- * 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対する児童を送迎できる運営体制の勧奨
- * 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所同士の支援内容の情報共有などの連携の強化や支援の質の向上のための取り組み

<協議会からの主な意見>

- ・通所サービスの見込量を医療的ケア区分の有無に分けて設定する

(9) 地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込量

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業

・サービスの推移と見込み

サービス名	単位	第6期/第2期実績			第7期/第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業(障害児)	人	230	205				
	時間	3,212	2,686				
移動支援事業(障害者)	人	636	646				
	時間	10,551	10,981				
日中一時支援事業(障害児)	人						
	時間						
日中一時支援事業(障害者)	人						
	時間						

(単位は1カ月当たり)

・移動支援事業および日中一時支援事業の現状と課題

- * 移動支援事業が地域生活支援事業として市町村の必須事業として実施されることとなった平成18年度以降、一度も報酬単価の見直しが行われていないため、最低賃金の増加に対する対応など、移動支援事業者から報酬単価の見直しを求める意見が挙げられている

- * 通所等の送迎は朝夕の時間に集中していること、ヘルパーの高齢化などの理由により、移動支援のヘルパーを確保することができないため、新たに移動支援を利用することは難しい状況である
- * 主に学齢期において、将来を見据えて自力で通える力を身につけることがとても大切であるが、自力で通える力を身につけるための訓練を目的とした移動支援の利用の仕組みが整っていない
- * 移動支援の利用の目的、利用の仕方などについて、十分な説明が行われていない
- * 移動支援事業の運用に関するルールが不明確である
- * 現在の移動支援は、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則として通学の送迎に利用することができない
- * 通学支援の課題解決の場がない

[見込量の設定根拠]

[見込量確保のための方策]

- * 障害とくらしの支援協議会の中の移動支援部会にて、移動支援事業の利用対象者、利用方法、報酬単価など、制度の見直しに向けた検討を引き続き行っていく

<協議会からの主な意見>

- ・ 移動支援事業の運用に関するガイドラインの策定
- ・ 報酬単価・評価の見直し
- ・ 通学支援に関する協議の場の設置